

令和 6 年 6 月定例会 県土整備委員会（事前）

令和 6 年 6 月 10 日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時32分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の 6 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会におきましては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしく願いいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 16 号 第 2 三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について
- 議案第 17 号 椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約について
- 議案第 18 号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約について
- 議案第 19 号 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事の請負契約について
- 議案第 20 号 県道の路線の変更について
- 報告第 1 号 令和 5 年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 5 年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 5 年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 9 号 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 12 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 令和 6 年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料 1）
- 令和 5 年度 県工事入札参加・受注状況について（資料 2）
- 徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告について（資料 3）
- 徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（素案）について（資料 4、5）

松野県土整備部長

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

県土整備委員会説明資料の 2 ページを御覧ください。

令和6年度6月補正一般会計、特別会計予算として、歳入歳出予算、その他の議案等といたしまして、変更請負契約、請負契約、県道の路線変更、継続費、繰越明許費、事故繰越し、徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書及び専決処分の報告でございます。

資料の3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で1億6,500万円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、616億7,545万3,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、4ページを御覧ください。

特別会計でございます。

今回、特別会計の補正はございません。

5ページを御覧ください。

このページから7ページにかけましては、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、道路整備課でございます。

道路啓開加速事業として5,000万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。

住宅課でございます。

命を守る！住まいの耐震化緊急支援事業として8,000万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

港湾政策課でございます。

河川・港湾水域強靱化事業として3,500万円の補正をお願いしております。

その他の議案等でございます。

8ページを御覧ください。

（1）変更請負契約でございます。

ア、第2三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事請負契約に係る変更請負契約でございますが、設計単価の変更に伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます。

9ページを御覧ください。

このページから11ページにかけましては、（2）請負契約でございます。

ア、椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事及び10ページに記載のイ、徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）、11ページに記載のウ、港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事に係る請負契約でございます。それぞれ一般競争入札によりまして、資料に記載の共同企業体が落札いたしておりますので、御承認をお願いするものでございます。

12ページを御覧ください。

（3）県道の路線の変更についてでございます。

込野観音寺線につきまして、起点の地点を変更するものでございます。

13ページを御覧ください。

令和 5 年度継続費繰越計算書でございます。

高規格道路課の大鳴門橋自転車道設置事業、道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか 1 件、都市計画課の末広住吉高架橋上部工架設事業ほか 2 件につきまして、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から 5 列目になります。令和 5 年度継続費予算現額の計の欄にありますとおり 52 億 3,000 万円に対しまして、さらに、右へ 3 列目の翌年度繰越額に記載の 37 億 6,521 万 9,000 円が繰越額となったものでございます。

14ページを御覧ください。

令和 5 年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努めまして、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしております。このページから 17 ページにかけましては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

17ページを御覧ください。

表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、県土整備政策課ほか、9 課の合計額につきましては 351 億 8,500 万 1,089 円となっております。

18ページを御覧ください。

特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額の欄に記載のとおり 1 億 1,864 万 8,853 円となっております。

また、港湾等整備事業特別会計におきましては 4 億 1,018 万 1,143 円となっております。

これら繰越明許費につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりまして、やむを得ず繰り越すものでございます。

19ページを御覧ください。

令和 5 年度事故繰越し繰越計算書でございます。

このページから 20 ページにかけましては、一般会計における各課別の事故繰越しの状況を記載いたしております。

20ページを御覧ください。

河川整備課ほか、2 課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段中ほどに記載のとおり 21 億 5,144 万 8,200 円となっております。

これら事故繰越しにつきましても、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりまして、やむを得ず繰越しとなったものでございます。

21ページを御覧ください。

令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

旧吉野川流域下水道建設改良事業における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額の欄に記載のとおり 1,366 万 4,300 円となっております。計画に関する協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越すものでございます。

繰越しをいたしました事業につきましては、事業効果を早期に発現できるよう完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

22ページを御覧ください。

このページから23ページにかけては、専決処分の報告についてでございます。道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。鳴門市地内の県道亀浦港櫛木線などで発生しました道路事故12件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、4点御報告させていただきます。

資料その1を御覧ください。

第1点目は、令和6年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

1ページを御覧ください。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議や徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言を踏まえて改正し、原則、5月1日から適用しております。

主な改正点につきましては、まず、1、建設産業の持続的発展、担い手確保といたしまして、働き方改革の推進の観点から、中央の実施内容の欄でございますが、（1）時間外労働の上限規制の運用開始を踏まえた週休2日制の導入を加速させるため、①担い手確保モデルにおける発注者指定型の対象を全ての土木工事、営繕課が発注する新築工事、無人改修工事、解体工事に拡大しております。②土木工事におきまして、更なる余裕のある工期を確保します。

また、下段記載の建設企業・技術者の適正な評価の観点から、（1）建設企業の評価制度につきまして、①経営事項審査において、エコアクション21認証企業を加点対象にするとともに、②格付けにおきまして、技術者及び建設業従事職員につきまして、6か月を超える継続雇用を評価します。

続きまして、2ページを御覧ください。

（2）総合評価落札方式につきまして、①優良建設技術者表彰の評価項目を新設するとともに、②若手技術者に係る工事成績の評価期間延長などによりまして、建設業の担い手育成を図ってまいります。また、④建設業BCP認定企業の評価対象を拡大することで、建設企業の事業継続力や地域防災力の向上を図ってまいります。

続きまして、3ページを御覧ください。

左側の2、建設分野のDX実装につきましては、生産性の向上の観点から、（1）ICT活用工事におきまして発注者指定型を試行するとともに、（4）非接触・リモート型の働き方の拡大としまして、①電子契約や②契約及び前払金保証における電子証書の導入などを行います。

次に、左側の3、建設産業の賃上げ促進につきましては、建設工事従事者の賃金水準の向上を推進するため、（1）重層的下請構造の改善に向けた実態調査・分析を実施いたします。

続きまして、4ページを御覧ください。

4、県土強靱化の加速としまして、県土強靱化事業の迅速な執行を図るため、（1）現場代理人の兼務要件におきまして、上限額の適用を除外する対象工事を緩和するとともに、（2）災害時の本復旧工事につきまして、応急復旧工事を行った者は入札参加資格を有することといたします。

次に、左側の 5、建設産業の支援では、令和 6 年度におきましても、（１）県内企業への優先発注等を推進するとともに、（２）講習会の実施等により建設企業をしっかりと支援してまいります。

資料その 2 を御覧ください。

第 2 点目は、令和 5 年度における県工事企業入札参加・受注状況についてでございます。県発注工事の受注状況がまとまりましたので、全工事の上位 50 者及び主要な工種別について上位者を記載いたしまして、お手元にお配りしております。

資料その 3 を御覧ください。

第 3 点目は、徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討事業の中間報告についてでございます。

1 ページを御覧ください。

本年 2 月に委託契約を締結いたしまして、ＪＲ四国から技術的な協力を頂きながら具体的な検討を進めております徳島駅北口及び車両基地移設について御報告させていただきます。

徳島駅北側エリアへのアクセス手法の検討案といたしまして、3 案をお示ししています。A 案は車両基地の移設、鉄道の高架化を行い、グランドレベルに自由通路を設置する現行計画案、B 1 案は車両基地を移設し、跨線橋形式で自由通路を設置する案、B 2 案は現状のまま、跨線橋形式で自由通路を設置する案につきまして、アクセス性やにぎわい創出の観点からの評価をお示ししています。

続きまして、2 ページを御覧ください。

車両基地移設の代替案といたしまして、その候補地に車両基地に必要な設備や施設が配置できるかなど、技術的な検討を行ったところ、配置可能であることを確認しています。今後、車両基地の高さや基地の構造として、高架橋や盛土構造の検討、概算事業費や工期の試算について、スピード感を持って検討を進めてまいります。

資料その 4 を御覧ください。

第 4 点目は、徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（素案）についてでございます。

国の 2050 年のカーボンニュートラルへの取組の一環といたしまして、港湾分野では、カーボンニュートラルポートの形成を推進しておりまして、生産事業者や物流事業者などと連携して計画を策定することが必要となっています。徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（素案）の概要といたしましては、計画期間を 2050 年までといたしまして、目標につきましては、令和 6 年 3 月に策定された徳島県 G X 推進計画に合わせ、CO₂ 排出量削減目標を設定しており、基準年の 2013 年度に対しまして、中期目標として 2030 年度に 50% 減、長期目標として 2050 年に 100% 減としております。温室効果ガスの排出量削減に向けた主な事業としましては、生産事業者の皆さんや物流事業者の方々と共に、グリーン電力の購入、太陽光発電、照明の LED 化などを推進してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議を頂きまして、7 月からパブリックコメントを実施し、計画確定後に公表し、毎年度、計画のフォローアップを実施してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

梶原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、7月17日から19日までの3日間の日程で、危機管理施策や県土整備施策等を調査するため、長崎県、熊本県及び大分県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって県土整備委員会を閉会いたします。（11時47分）